

栃木県道路啓開計画策定協議会規約

(名称)

第1条 本会は、栃木県道路啓開計画策定協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大規模地震発生時における栃木県の発災初期の道路啓開計画を策定するとともに、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関と認識の共有を図るとともに、防災対策の習熟と関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- 1 道路啓開計画の策定に関すること。
- 2 その他、道路啓開に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じて会長が指名するものの出席を求めることができるものとする。

- 2 協議会の会長は、栃木県県土整備部長とし、会務を総理し、協議会を代表する。また、副会長は、関東地方整備局宇都宮国道事務所長及び栃木県県土整備部次長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは代行する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。また、その議長は会長が務めるものとし、会長不在の場合は副会長が代理を務める。

- 2 各機関は、議題に応じて出席者を調整することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の事務を遂行するにあたり、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別に要領を定める。

(意見の聴取)

第7条 協議会の運営において必要がある場合は、関係機関等の意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 事務局は、関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課並びに、栃木県県土整備部道路保全課に置くものとする。

(その他)

第9条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和6年3月4日から施行する。

別表（第4条関係）

■栃木県道路啓開計画策定協議会構成

役職	所属	職
会長	栃木県	県土整備部長
副会長	国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所長
副会長	栃木県	県土整備部次長
委員	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路情報管理官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路計画第一課長
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 危機管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 消防防災課長
委員	栃木県	保健福祉部 次長兼保健福祉課長
委員	栃木県	県土整備部 交通政策課長
委員	栃木県	県土整備部 道路整備課長
委員	栃木県	県土整備部 道路保全課長
委員	栃木県	県土整備部 河川課長
委員	栃木県	県土整備部 都市整備課長
委員	栃木県警察本部	交通部 交通規制課長
委員	栃木県警察本部	警備部 警備第二課長
委員	陸上自衛隊	東部方面特科連隊第2大隊 第3係 主任
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 部付部長
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 管理事業統括課 課長代理
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広報・渉外担当部長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 無電柱化推進グループ グループマネージャー
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広域業務グループ グループマネージャー
委員	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	関信越ブロック統括本部 栃木エリア統括部 災害対策室長
委員	一般社団法人 栃木県建設業協会	常務理事

【事務局】

機関	所属
国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所 管理第二課
栃木県	県土整備部 道路保全課